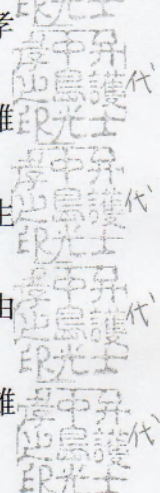


平成22年(ネ)第805号 ボランティア基金返還等請求控訴事件
 控訴人 鎌田まりみ 外10名
 被控訴人 エンジェルズこと林俊彦

証 拠 説 明 書 (6)

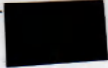
2010年10月26日

大阪高等裁判所11民事部口係 御 中

控訴人ら代理人	弁護士	中	島	光	孝	
控訴人ら代理人	弁護士	辻		公	雄	
控訴人ら代理人	弁護士	吉	川	法	生	
控訴人ら代理人	弁護士	門	松	真	由	
控訴人ら代理人	弁護士	阪	口	徳	雄	

頭書事件につき、甲A第 124 号証ないし 甲A第 128 号証の立証趣旨を以下のとおり説明します。

書証番号	標 題	作 成 者	立 証 趣 旨
甲A第124号証	報告書(原本)	手嶋 XXXXXXXXXX	2009年2月10日、被控訴人が、福岡県太宰府市のブリーダーである平川氏に対し、被控訴人の活動に要した費用の負担を求めていること。被控訴人は一方でレスキューの費用の寄附を募りながら、他方ではブリーダー等に費用負担を求めていたという事実(福岡レスキューでは寄附を募っていた。甲A123資料6)添付資料は、資料1(AAのH

			P・太宰府に関する記事), 資料2 (AAの太宰府における活動を報告する手嶋氏のブログ), 資料3 (AAの要請に応じ, これを賛美する者が作成したブログ) である。
甲A第125号証	会話記録・2009年2月10日(原本)	テープライト株式会社	2009年2月10日, 被控訴人が福岡県太宰府市のブリーダーである平川氏に対し, 被控訴人の活動に対し費用を求めている状況。平川氏が「そりゃ当然払われないという状況ですから」と言ったことに対し, 被控訴人は「払えてなければこけるわな」と言って払うことを要求している(8頁)。また, 被控訴人は, 平川氏に対し, 畜犬登録等の費用について「強制的にそれは払ってもらわいかんのは六千なんぼかね」と言って支払を請求している(9頁)。また, 被控訴人は所有権が被控訴人に移っている犬の畜犬登録等の費用について「最低限それだけは頑張りなさい」(10頁), 「それを僕は一時立て替えます」(11頁)と言って支払を請求している。
甲A第126号証	2009年2月1日の録音CD(原本)	上村 	2009年2月10日, 被控訴人が福岡県太宰府市において, ブリーダーの平川氏に対し, 費用負担を求めている状況を録音したもの。被控訴人が, 平川氏に対し, 費用を負担すべきことを陰に陽に, 語気鋭く申し向けている事実。被控訴人がボランティア活動の寄附を一方で募りながら, 他方で費用負担を求めている事実。

甲A第127号証	会計報告（原本）	エンジェルズこと林俊彦	<p>被控訴人がそのホームページ上に掲載している会計報告。平成18年4月1日から平成20年3月31日までの2年間の会計報告によれば、工事代金として2862万9698円、不動産取得費として1900万円、車両費として269万1335円支出している。これだけの合計6032万1033円となる。これらは貸借対照表上固定資産として計上されるべきものである。</p> <p>他方、平成22年9月9日付け調査囑託の回答書によれば、被控訴人が滋賀県で設立した新たなNPO法人の基本財産は20万円、運用財産は1957万8763円であり、運用財産は設立直後に1900万円減少して57万8763円となっている。</p> <p>これらの事実から、被控訴人はDPの犬の救助のための寄附金を滋賀県で設立したNPO法人に使用しており、しかも、それを当該法人の財産として計上していない。なお、被控訴人は、従来のエンジェルズと新たに設立した上記法人とは別の組織としては考えていない（乙30）。</p> <p>上記事実から、DPの犬の救助の寄附金が救助ではなく、新たな法人設立のために使用されたことが明らかである。</p>
甲A第128号証	振替口座のご案内（原本）	ゆうちょ銀行	ゆうちょ銀行の振替口座は無利息であり、かつ、残高の上限がないこと。